

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

長野市監査委員



元監査第 154号  
令和 2 年 3 月 27 日

長野市長  
加 藤 久 雄 様

長野市監査委員	鈴 木 栄 一
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199条第 7 項に規定する、令和元年度財政援助団体等監査（財政援助団体及び出資団体監査）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第10項の規定により提出します。



**地方独立行政法人長野市民病院**



## 第1 監査の対象

財政援助団体・出資団体  
所管部局

地方独立行政法人長野市民病院  
保健福祉部医療連携推進課

## 第2 監査の期間

令和元年6月6日から令和2年3月19日まで

## 第3 監査の方法

平成30年度及び令和元年度に執行された出納その他の事務に関する出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施し、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

団体関係	所管部局関係
<p><b>(財政援助団体監査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。</li><li>2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</li><li>3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</li><li>4 出納関係帳簿票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li><li>5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</li><li>6 会計処理上の責任体制は確立されているか。</li><li>7 精算報告は適正に行われているか。また精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</li><li>8 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</li></ol> <p><b>(出資団体監査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>9 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。</li><li>10 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</li><li>11 経営成績及び財政状態は良好か。</li><li>12 会計経理及び財産管理は適切か。</li><li>13 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</li></ol>	<p><b>(財政援助団体監査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。</li><li>2 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</li><li>3 補助金等に関する条件の内容は明確か。</li><li>4 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</li><li>5 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。</li><li>6 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li><li>7 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li></ol> <p><b>(出資団体監査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>8 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</li><li>9 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</li><li>10 中期目標で定めた達成すべき目標管理の進捗状況の確認、各事業年度に係る業務の実績評価は適切に行われているか。</li></ol>

## 第4 監査対象団体の概要

### 1 設立年月日

平成28年4月1日（地方独立行政法人への移行に伴う設立年月日）

### 2 設立の目的

地方独立行政法人法に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### 3 業務内容

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 4 役員及び職員数（平成31年4月1日現在）

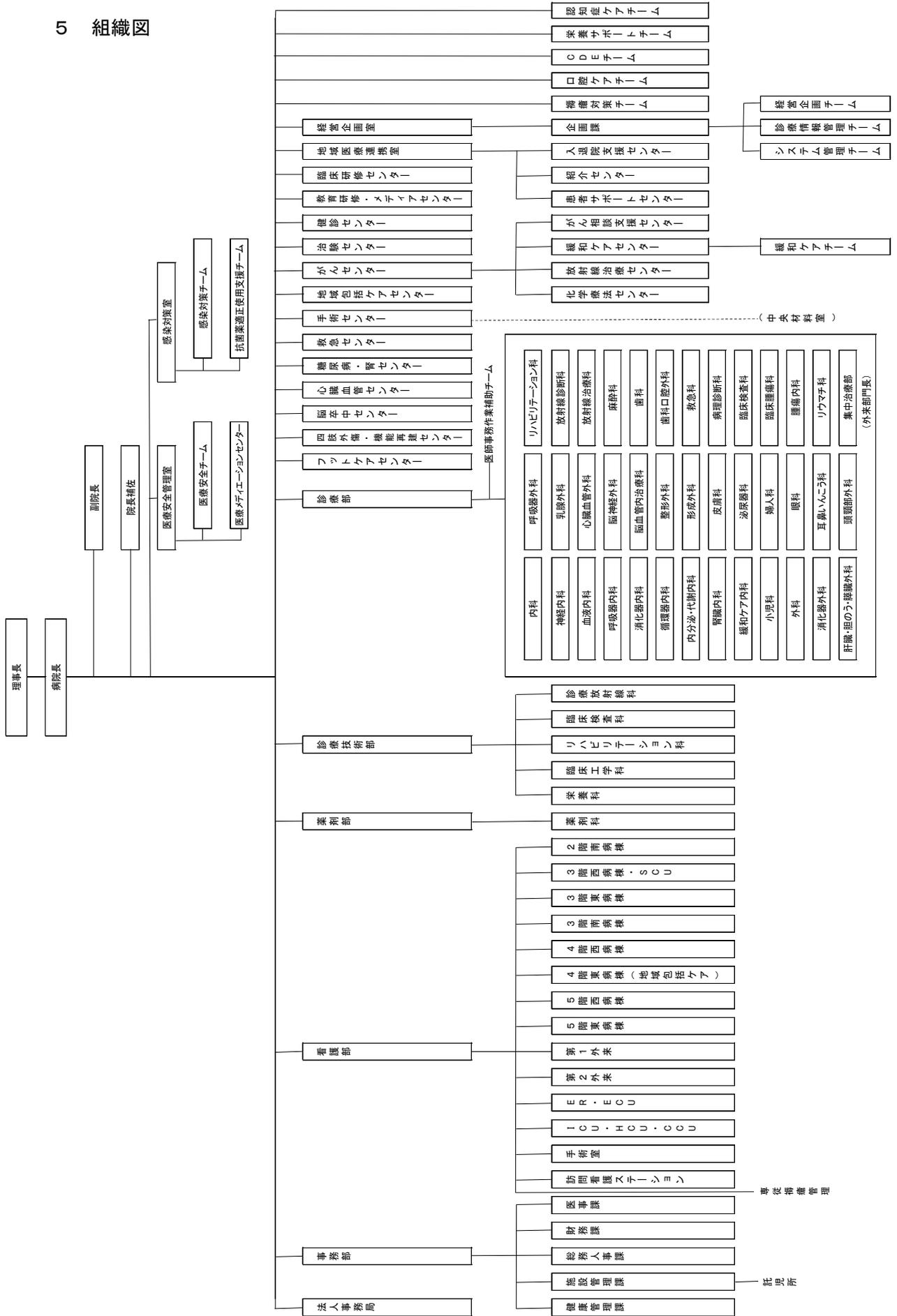
#### (1) 役員数

役職	人数
理事長	1
副理事長	2
理事	4
監事	2

#### (2) 職員数

	正規職員	非正規職員	在籍職員計
医師	96	14	110
歯科医師	3	1	4
薬剤師	20	0	20
臨床検査技師	30	8	38
診療放射線技師	25	1	26
理学療法士	16	0	16
作業療法士	8	0	8
言語聴覚士	5	1	6
臨床工学技士	10	0	10
臨床心理士	1	0	1
管理栄養士	4	1	5
歯科衛生士	3	3	6
視能訓練士	1	1	2
看護師	491	44	535
看護助手	7	24	31
事務員	81	49	130
保育士	0	11	11
合計	801	158	959

5 組織図



## 6 長野市との関係

### (1) 運営費負担金

地方独立行政法人法において、設立団体が負担すべき経費が規定されており、毎年度、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ、長野市（以下「市」という。）が地方独立行政法人長野市民病院（以下「市民病院」という。）に対し、運営費負担金を交付している。年度別交付額及びその内訳は次表のとおりである。

なお、第1期中期計画期間中（平成28年度～平成30年度）における市の負担金の額は、4,255,428,318円である。

（令和元年度運営費負担金は、1,233,969,533円が交付決定されている。）

年度別運営費負担金交付額一覧表

区分		交付額(円)		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
政策的医療	救急医療の確保に要する経費	150,261,277	151,036,722	149,187,976
	高度医療に要する経費	315,600,000	315,600,000	315,600,000
	リハビリテーション医療に要する経費	13,485,780	12,246,984	8,335,036
	小児医療に要する経費	11,040,000	8,050,000	10,044,000
	院内保育所の運営に要する経費	13,705,000	13,571,000	14,103,000
	研究研修に要する経費	29,422,000	30,087,000	30,942,500
	医師確保に要する経費	3,957,000	4,955,000	5,513,000
建設改良	企業債利息に要する経費	188,435,985	172,554,661	156,053,375
	建設改良に要する経費	127,197,603	124,571,588	56,933,222
	企業債元金償還に要する経費	434,841,756	434,676,506	451,168,950
共済経費	基礎年金拠出金負担金に要する経費	185,871,574	178,527,671	0
	共済追加費用に要する経費	67,139,606	42,635,894	28,076,652
合 計		1,540,957,581	1,488,513,026	1,225,957,711

（医療連携推進課資料より作成）

### (2) 出資金

資本金2,654,139,152円のうち、長野市の出資額は2,654,139,152円であり、資本金に占める出資割合は100%である。

## 7 財務状況

(1) 地方独立行政法人移行後における貸借対照表は、次表のとおりである。

(単位:円)

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>資産の部</b>			
<b>I. 固定資産</b>			
1. 有形固定資産			
土地	555,800,000	555,800,000	555,800,000
建物	6,403,982,349	5,990,199,145	5,581,339,343
構築物	1,572,916	1,493,941	1,414,966
器械備品等	1,106,081,891	945,624,467	746,075,188
リース資産	655,654,659	417,404,427	246,376,925
有形固定資産計	8,723,091,815	7,910,521,980	7,131,006,422
2. 無形固定資産			
ソフトウェア	14,273,263	50,648,481	38,136,783
無形固定資産計	14,273,263	50,648,481	38,136,783
3. 投資その他の資産			
修学資金貸付金等	7,920,000	0	0
長期前払費用等	73,704,966	72,052,190	57,166,241
投資その他の資産計	81,624,966	72,052,190	57,166,241
固定資産合計	8,818,990,044	8,033,222,651	7,226,309,446
<b>II. 流動資産</b>			
預金現金等	7,416,292,018	7,004,632,294	7,966,869,031
医業未収金等	2,041,630,551	2,146,525,484	2,094,328,722
貸倒引当金	-12,348,648	-13,953,328	-15,771,938
その他流動資産等	217,662,400	809,519,214	228,081,715
流動資産合計	9,663,236,321	9,946,723,664	10,273,507,530
資産合計	18,482,226,365	17,979,946,315	17,499,816,976
<b>負債の部</b>			
<b>I. 固定負債</b>			
資産見返負債等	830,453,932	658,845,287	516,576,145
長期寄付金債務	0	2,909,671	6,059,671
移行前地方債償還債務等	8,770,567,712	7,899,304,350	7,052,651,367
引当金(退職給付引当金)	3,229,666,603	3,505,083,670	3,775,305,869
固定負債合計	12,830,688,247	12,066,142,978	11,350,593,052
<b>II. 流動負債</b>			
短期リース債務等	995,678,148	911,300,528	846,652,983
未払金等	1,246,515,476	1,295,222,992	1,361,172,758
引当金(賞与引当金)	341,646,528	374,015,553	395,239,664
その他流動負債	47,776,540	65,676,052	72,558,555
流動負債計	2,631,616,692	2,646,215,125	2,675,623,960
負債合計	15,462,304,939	14,712,358,103	14,026,217,012
<b>純資産の部</b>			
<b>I. 資本金</b>			
設立団体出資金	2,654,139,152	2,654,139,152	2,654,139,152
資本金合計	2,654,139,152	2,654,139,152	2,654,139,152
<b>II. 利益剰余金</b>			
積立金	0	365,782,274	613,449,060
当期末処分利益	365,782,274	247,666,786	206,011,752
利益剰余金合計	365,782,274	613,449,060	819,460,812
純資産合計	3,019,921,426	3,267,588,212	3,473,599,964
<b>負債純資産合計</b>	<b>18,482,226,365</b>	<b>17,979,946,315</b>	<b>17,499,816,976</b>

(市民病院資料より作成)

(2) 地方独立行政法人移行後における損益計算書は、次表のとおりである。

(単位:円)

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
営業収益			
医業収益			
入院収益	8,272,384,811	8,754,981,062	9,147,880,719
外来収益	3,682,522,911	3,913,584,494	3,836,407,156
その他医業収益	662,708,626	692,327,904	711,301,105
運営費負担収益	1,352,521,596	1,315,958,365	1,069,904,336
補助金等収益	31,454,610	31,112,603	42,047,960
資産見返関連戻入等	172,115,102	174,330,534	142,269,142
寄付金収益	7,200,000	1,051,440	
受託収益			
国又は地方公共団体からの収入	11,111,112	8,500,000	10,000,000
その他の団体からの収入	32,933,580	33,984,655	29,143,938
営業収益合計	14,224,952,348	14,925,831,057	14,988,954,356
営業費用			
医業費用			
給与費	7,029,702,555	7,410,748,452	7,570,493,538
材料費	3,254,757,525	3,561,785,842	3,555,951,492
経費	2,067,192,747	2,133,886,776	2,281,975,039
減価償却費	993,752,417	1,092,604,795	901,360,615
研究研修費	76,190,807	79,520,927	79,323,262
一般管理費			
給与費	216,958,778	201,255,181	218,146,659
経費	104,807,488	84,536,851	72,524,737
減価償却費	3,130,793	3,193,723	3,150,998
研究研修費	588,902	462,217	1,075,832
営業費用合計	13,747,082,012	14,567,994,764	14,684,002,172
営業利益	477,870,336	357,836,293	304,952,184
営業外収益			
運営費負担金	188,435,985	172,554,661	156,053,375
財務収益			
預金利息	268,332	1,950,518	5,086,653
その他営業外収益	51,593,431	55,454,435	63,223,505
営業外収益合計	240,297,748	229,959,614	224,363,533
営業外費用			
財務費用			
移行前地方債利息	303,092,187	278,370,250	252,648,203
その他支払利息	10,720,807	6,516,347	2,484,581
返還免除引当金繰入額	10,800,000	10,320,000	2,400,000
診療費減免額		22,246,938	10,960,330
資産に係る控除対象外消費税等	18,426,242	22,675,586	24,622,995
雑損失	444,240		
営業外費用合計	343,483,476	340,129,121	293,116,109
経常利益	374,684,608	247,666,786	236,199,608
臨時収益			
その他臨時収益※1	65,026,205		1,200,000
臨時収益合計	65,026,205		1,200,000
臨時損失			
減損損失			22,269,002
その他臨時損失※2	73,928,539		9,118,854
臨時損失合計	73,928,539		31,387,856
当期純利益	365,782,274	247,666,786	206,011,752
当期総利益	365,782,274	247,666,786	206,011,752

※1及び※2とも過年度損益修正によるもの

(市民病院資料より作成)

## 8 業務実績

診療科別の外来・入院・手術患者数（延べ人数）は、次表のとおりである。

（単位：人）

区 分	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	外来	入院	手術	外来	入院	手術	外来	入院	手術
内 科	2,456	2		2,324	4		2,366		
神 経 内 科	5,878	6,077	1	6,021	6,216		6,549	7,398	2
呼 吸 器 内 科	10,677	14,994		10,270	16,203		10,518	14,645	
消 化 器 内 科	20,686	13,920		19,897	13,156		20,191	15,101	9
循 環 器 内 科	7,263	9,335		9,363	12,786		10,090	12,403	
内 分 泌 ・ 代 謝 内 科	7,570	3,617		9,054	3,865		10,074	4,167	1
腎 臓 内 科	11,302	3,376	29	10,984	4,247	33	11,685	4,705	24
緩 和 ケ ア 内 科	50			83			158		
小 児 科	7,993	2,133		8,381	2,292		8,794	1,500	
外 科 ・ 消 火 器 外 科 肝 臓 ・ 胆 の う ・ 膵 臓 外 科	13,780	15,864	740	13,114	12,875	742	12,450	12,335	710
呼 吸 器 外 科 ・ 乳 腺 外 科	11,555	3,877	394	11,070	3,980	362	10,533	3,936	328
脳 神 経 外 科 ・ 脳 血 管 内 治 療 科	6,352	10,691	159	6,301	9,781	130	5,881	11,245	127
整 形 外 科	16,153	20,479	1,364	17,287	21,209	1,277	16,726	21,303	1,329
形 成 外 科	5,163	1,420	152	5,030	1,382	139	5,104	1,252	145
心 臓 血 管 外 科				687	1,381	65	1,045	1,768	82
皮 膚 科	5,820	682	11	5,924	452	9	6,549	422	9
泌 尿 器 科	13,806	8,118	476	15,238	7,544	512	14,765	7,321	492
婦 人 科	17,363	7,223	452	15,681	7,664	460	16,040	7,721	453
眼 科	7,288	466	153	7,010	530	152	7,276	467	144
耳 鼻 い ん こ う 科 ・ 頭 頸 部 外 科	5,929	2,020	122	5,917	3,774	146	6,340	4,189	181
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	11,806			11,162			9,939		
放 射 線 診 断 科	558		3	683			694		
放 射 線 治 療 科	8,078			8,074			7,022		
麻 酔 科	5			2			1		
歯 科 ・ 歯 科 口 腔 外 科	17,628	1,971	225	20,042	2,245	227	18,276	1,551	232
救 急 科	15,828	5,610	2	14,955	4,734		16,401	6,052	2
合 計	230,987	131,875	4,283	234,554	136,320	4,254	235,467	139,481	4,270

（市民病院資料より作成）

## 第5 監査の結果

監査の結果、業務の執行に関する事項、出納その他の事務等について、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項（指導・指示事項等）については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

是正・改善を要する指摘事項は、次のとおりである。

### 1 業務方法書について

「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」の規定に基づき、市民病院の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的として市民病院が作成した「業務方法書」において、整備すると規定している事項のうち、次に掲げた事項が未整備あるいは未実施であった。

#### ①内部統制の推進に関する事項（第9条関連）

- ・役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- ・内部統制を担当する役員の決定
- ・内部統制推進部門及び推進責任者の設置
- ・内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施
- ・内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討 ほか

#### ②内部監査に関する事項（第15条関連）

- ・内部監査担当部門の設置
- ・内部監査の実施
- ・内部監査の結果に対する改善措置状況の理事長への報告

#### ③入札・契約に関する事項（第17条関連）

- ・監事及び外部有識者からなる契約監視委員会等の設置
- ・入札関連手続に係る対応方針等の整備
- ・随意契約とすることが必要な場合の明確化 ほか

これらの事項は、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として位置づけられている重要な事項であるため、実効が伴うものとなるよう速やかに整備されたい。

## 2 中期計画に関すること

### (1) 中期計画の公表時期について

市長が指示した目標を達成するため、市民病院が作成した第2期中期計画（令和元年度～3年度）の公表まで、市長の認可後及び当該計画期間が始まってから1か月以上を要していた。

地方独立行政法人法では、「法人は、設立団体の長の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。」とされている。したがって、市民病院の運営方針を速やかに市民・利用者に周知する必要があるため、早期の公表が求められる。

### (2) 中期計画に記載すべき事項について

総務省が発出した地方独立行政法人会計基準注解では、「設立団体の承認を要する中期計画において、運営費負担金について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に定めること。」としているが、市民病院が作成した第2期中期計画には、市が負担する項目等、記載されていないものがあった。

市と市民病院との責任の範囲を明確にするためにも、当該基準注解に従い、必要な事項を記載されたい。

## 3 契約事務に関すること

### (1) 随意契約と一般競争入札について

同一事業者と随意契約を継続している業務委託が見受けられた。

市民病院では、医療事務や医療器具の滅菌洗浄作業等、人的・物理的に特殊な作業を伴う業務があるため、特定の事業者と随意契約せざるを得ないこと、また、市からの業務受託や指定管理により運営してきた長野市保健医療公社を前身とする市民病院とすれば、随意契約を継続的に行う方が効率的、合理的な価格や条件で発注できることを要因として挙げている。

しかしながら、地方独立行政法人に移行したということは、公金である市の負担金を運営費に充てているものであり、効率性、合理性だけでなく、透明性、公平性についても一層の配慮がなされなければならない。

したがって、現状、未整備である「随意契約とすることが必要な場合の明確化」及び一般競争入札の具体的な実施方法等を早急に策定し、一般競争入札が導入できる業務等については、積極的にホームページ等による公募を行い、多くの事業者が参入できる環境を整える必要がある。

なお、地方独立行政法人として病院事業を行っているところでは、一般競争入札を実施している病院が多数存在しているので参考にされたい。

### (2) 業者選定について

市民病院経理規程施行要綱では、「1,000万円以上の業務委託契約等を締結するときは、業者選定作業を行うものとし、業者選定の方法は別に定める。」としているが、その選定方法について明文化したものが整備されていなかった。

また、同要綱では、「年間の業務委託料が1,000万円未満の契約をするときは、必ず2人以上の者から見積書を徴する。」としているが、1人からの見積書しか徴取していない事例があった。

なお、同要綱で見積書の徴取を1人の者とするができる規定のうち「その他特別な事情があるとき」を適用する場合も前述と同様、公平性及び競争の実効性の観点から、限定的な事例と解釈すべきである。

要綱に基づき、公正な業者選定方法を早急に定めるとともに、複数の事業者から見積りを徴取することで競争原理が働くよう適正な契約事務を行われたい。

#### 4 市民病院の規程・要綱等に基づいた事務に関すること

##### (1) 事務処理方法について

起案用紙等の決裁年月日や支出帳票における支出年月日の記入漏れが散見された。

また、会計に関する証拠書類の記載事項の訂正について、市民病院経理規程施行要綱で定められた方法による訂正が行われておらず、鉛筆書きによるもの、訂正印のないもの及び修正液によって訂正されているものが散見された。

要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。

##### (2) 住宅賃貸借料の補助について

住宅賃貸料等の補助に関する要綱では、住宅補助対象者の要件を、「居住するため自ら住宅を借り受けている者に支給する。」としているにもかかわらず、市民病院が借り上げて住まわせている者に対して当該要綱を運用し、補助相当額を控除して家賃を徴収している事例があった。

市民病院が借り上げた住居の居住者に対する補助が必要であるならば、当該要綱を改正するか、若しくは新たに整備すべきである。

#### 5 会計・経理事務に関すること

##### (1) 支払証拠書類について

支出帳票に添付されていた領収書等について、購入者名、購入品名及び購入内訳の記載のないものが散見された。

領収書等は、支払を証する重要な証拠書類であるため、購入内容等が確認できるものの発行を求めるなど適正な書類整備を徹底されたい。

##### (2) 検収・確認事務について

物品購入等において、支出帳票の起票と納品の際の検収・確認が同一人により行われている事例が散見された。

起票から支払に至る一連の業務においては、必ず複数人が関わることとし、不正の起きにくいチェック体制を確立されたい。

## 6 診療費の減免に関すること

第2期中期計画における「料金に関する事項」では、「理事長が特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免することができる。」としている。したがって、診療費の減免（病院負担）は、金額の大小にかかわらず重要な決定事項であるが、減免決定に至る手続が明確にされておらず、現場の判断に任せていると捉えられかねない事例があった。

診療費請求対応の公平性・公正性を確保するためにも、いかなる場面でも組織的な手続を経て減免が決定されるよう、個々にマニュアルを作成する等態勢を整えられたい。

## 7 財産管理に関すること

### (1) 医薬品の管理について

棚卸資産である医薬品について、平成30年度末における実地棚卸数（現物数）と帳簿棚卸数との差額（医薬品の在庫紛失を含む）による減失が金額にして、1,550,754円に上っており、現状の管理体制が十分であるとは言えない。

差額発生の原因を究明し、個々に具体的な対策を講じることで、可能な限り現物数と帳簿数に差額が生じないよう医薬品という特性を十分考慮し、厳格な薬品管理体制を構築されたい。

### (2) 固定資産の管理方法等について

市民病院会計規程では、「固定資産の管理及び処分に必要な事項は、別に定める。」としているが、具体的なマニュアルなど明文化したものが整備されておらず、地方独立行政法人に移行後、実地棚卸調査など現物の所在確認等が行われていなかった。

特に有形固定資産は、取得価額が20万円以上の高額な機械備品を含む重要な病院の財産であるため、管理と処分方法に関するマニュアル等を早急に整備し、定期的な現物の所在確認を行われたい。

## 第6 意見

今回の監査で、検討を要する事項について意見を付記する。

### (1) 運営費負担金について

市が施行する地方独立行政法人長野市民病院運営費負担金交付要領において、運営費負担金に係る算定基準を定めており、各項目において前年度地方財政計画単価（地方公共団体全体の歳入・歳出に関する見込み算定資料）を用いて負担金が算定されている。

この算定方法は、一定の合理性が認められるが、他方で、総務省が発出する地方公営企業繰出金に係る定めでは、病院事業に対する一般会計からの繰出基準については原則、「当該事業の実施（運営）に要する経費のうち、これ（運営）に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされている。

当然ながら、この「相当する額」は、各病院の規模や運営実態により異なるものであるため、地方財政計画単価を用いて算定した負担金と、項目ごとにおける実際の運営結果（収支差）や経費が一致するものではない。

したがって、中期計画期間終了時といった機会には、対象項目ごとの実際の運営結果（収支差）や対象経費について、「最少の経費で最大の効果が挙げられているか」の観点からも検証する必要があると考える。

#### 【医療連携推進課】

### (2) 監事による監査について

市民病院監事監査規程では、監事の行う監査内容を、「法人の業務方法書に基づく業務の実施状況」について行うこととしている。

他方、市民病院の業務方法書には、内部統制、内部監査及び競争入札等に関して、未整備・未実施である事項が存在していることは前述のとおりである。

第三者の視点から適切な監査を行う役目を担っているのが監事による監査であり、今後、業務方法書に基づく業務の実施状況についても監査を行い、市民病院のガバナンス向上と業務執行の適正確保に一層寄与されることを望む。

#### 【市民病院】

### (3) 設立者としての指導・監督について

市は、市民病院が達成すべき業務運営に関する3か年の目標を、「中期目標」として定め、市民病院に指示している。

また、地方独立行政法人法では、市は毎事業年度の終了後、市民病院が自ら評価を行った報告書を市が評価した結果、必要があると認めるときは、業務運営の改善等に必要な措置を講じるよう命ずることができるとされている。

このことから、業務方法書については、認可時の確認にとどまらず、業務開始以降においても、整備・実施するとした事項の実効性・有効性についても確認・評価すべきである。

特に、「競争入札等に関する事項」は、市が施行した「市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」において、市民病院に対し、業務方法書に記載すべき事項として義務づけている重要なものである。

設立者である市は、業務の公共性や透明性の確保はもとより、単に経営的な評価だけでなく、市民目線に立った社会的な観点からも評価を行い、不備があれば是正するよう指導・監督すべきである。

また、市民病院に対し単に目標を課すだけでなく、公立病院として適正な病院運営の実現を目指すパートナーとして、病院開設以来培ってきた信頼と実績をより一層高めていくことを期待するものである。

#### 【医療連携推進課】

